

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」について

1. 経緯

平成20年 9月24日	「労働者派遣制度の改正について」(建議)
平成20年10月24日	政府改正法案要綱(諮問)
平成20年10月29日	政府改正法案要綱(答申)
平成20年11月 4日	政府改正法案を第170回臨時国会へ提出
平成21年 7月21日	衆議院解散に伴い廃案
平成21年10月 7日	「今後の労働者派遣制度の在り方について」(諮問)
平成21年12月28日	「今後の労働者派遣制度の在り方について」(答申)
平成22年 2月17日	政府改正法案要綱(諮問)

2. 法律案の内容(労災保険関係)

(1)派遣先の事業主等に対する報告、文書の提出又は出頭の命令

行政庁は、労働者派遣法に規定する派遣先の事業主及び船員職業安定法に規定する船員派遣((2)において「船員派遣」という。)の役務の提供を受ける者に対して、労働者災害補償保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとする。

(2)派遣先の事業の事業場等への立入検査

行政庁は、労働者派遣法に規定する派遣先の事業の事業場及び船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(3)その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

(4)施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日